



## 第6章 計画の推進



# 1. 計画推進にあたって

地域福祉計画を推進するねらいは、地域福祉の基盤を整えることによって、市民が地域福祉に関わる多様な機会を生み出し、地域の支え合いを活性化させていくことです。このため、計画の推進においては、市民の行動に働きかける観点から、そのための方策を定めるとともに、計画を推進する体制を整えます。

本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、市民をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、NPO法人、ボランティア団体や社会福祉法人など、地域にいる様々な関係者が展開の担い手となり、市がその推進・支援を行います。また、これらの関係者が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携して計画を推進します。

## 2. 計画推進の方策

### (1) 身近な地域での福祉の仕組みづくり

本計画では、身近な地域での福祉の仕組みづくりのために必要と考えられる、地域福祉の拠点整備、総合的な相談体制の構築、地域における情報の発信、地域で活躍する人材の育成や地域福祉活動の促進などを進めることとしました。

こうした取り組みを進めるにあたっては、行政だけでは解決できない課題もあることから、市民をはじめ、地域にいる様々な関係者との連携や協働に取り組み、地域福祉課題の解決を通じたまちづくりへの貢献を図るものです。

市では、地域の状況に応じて、行政区ごとに「地域づくり協議会」の設置が進められています。また、高齢者支援分野での「地域ケア会議」のように法律に基づくネットワークも整備され、その他にも既存のネットワークが様々あります。

こうしたことから、地域福祉の推進にあたっては、それぞれのネットワークの役割を整理し、「地域づくり協議会」等を活かしたネットワークの構築など、既存のネットワークとの連携を図っていきます。

### (2) 指標に基づく客観的な計画評価の実施

計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

### 3. 計画推進の体制

#### (1) 所沢市地域福祉推進委員会

地域福祉計画は、市民と市が協働で進める計画として、実現したい将来像に照らし、進捗状況やその事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、「所沢市地域福祉推進委員会」を位置づけます。

#### (2) (仮称) 庁内地域福祉推進連絡会議

地域福祉の施策は、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などの各分野と深く関連するものです。そのため、庁内での地域福祉に関連する情報の共有とともに、各分野における取り組みのより効果的な運用をはかるため、「(仮称) 庁内地域福祉推進連絡会議」を設置します。

#### ◆ 計画の推進

